

Miyake Newsletter

## 金融法務・FinTech 研究会

No. 1

今回は、今月2日に公布された「銀行法等の一部を改正する法律」において整備された電子決済等代行業に関する法制度についてご案内いたします。また、今月6日には、「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」案もパブリックコメントに付されているため、この点にも触れた内容になっています。

その他の詳細については、今後、内閣府令で定めることとされているため、おって情報提供をさせていただきます予定です。

平成29年6月12日

### 金融法務・FinTech 研究会

弊事務所の金融法務・FinTech 研究会では、従来より中核的業務として取り組んできた金融法務について、これまでの実務で蓄積してきたノウハウを生かし、最新のテーマを研究しています。また、近時の金融法務においては、FinTech に代表されるように、必ずしも従来の金融分野の枠にとどまらないテーマも問題になっていることから、当研究会ではそのような関連分野も含めた最先端のテーマも研究し、ニュースレターを通じてその研究成果を皆様にお届けいたします。

ニュースレターに関するご質問・ご相談、その他金融法務・FinTech 分野に関するご相談がございましたら、下記までご連絡下さい。

弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所

TEL 03 - 5288 - 1021 FAX 03 - 5288 - 1025

弁護士 渡 邊 雅 之

同 井 上 真 一 郎

同 松 崎 嵩 大

金融法務・FinTech 研究会専用メールアドレス：[fintech@miyake.gr.jp](mailto:fintech@miyake.gr.jp)

# 平成29年銀行法等改正

## 電子決済等代行業に関する法制度の整備

執筆者：松崎 嵩大

### 1. 改正の経緯

金融審議会に設置された金融制度ワーキング・グループにおいて、平成28年7月から12月にかけて計5回にわたり、決済関連法制の整備等について審議が行われた。その後、オープン・イノベーションに関連して、とりわけ早期の対応が求められる電子決済等代行業者の取扱い等についての審議結果として、平成28年12月27日付けで「金融制度ワーキング・グループ報告 オープン・イノベーションに向けた制度整備について」がとりまとめられた。

これを受けて、平成29年3月3日、銀行法等の一部を改正する法律案が第193回国会に提出され、同年5月26日に同法律が成立し、同年6月2日に公布された(平成29年法律第49号)。この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている(附則第1条)<sup>1</sup>。

### 2. 改正の趣旨

#### 1 電子決済等代行業者を巡る状況

近年、決済関連分野においては、家計簿アプリ等に代表されるように、顧客からの委託を受けて、顧客が銀行に開設した口座に係る口座管理サービスや電子送金サービスを提供する FinTech 企業(電子決済等代行業者)が登場し、当該サービスの提供が拡充されている。

このようなサービスの提供に当たっては、金融機関と電子決済等代行業者との接続の方法が重要となる。銀行以外の者が銀行のシステムに接続し、その機能を利用することができるようにするためのプログラムである API(Application Programming Interface) が利用されている。

このうち、銀行が電子決済等代行業者に API を提供し、顧客の同意に基づいて、銀行システムへのアクセスを許諾することを「オープン API」という。オープン API は、外部企業との安全なデータ連携を可能とする技術であると言えるが、オープン API を実施している金融機関は少数に留まっており、また、オープン API を実施している金融機関においても、必ずしも API を電子決済等代行業者に対して広く開放するには至っていない。このため、多くの電子決済等代行業者が、顧客から預かったパスワード等を使って、金融

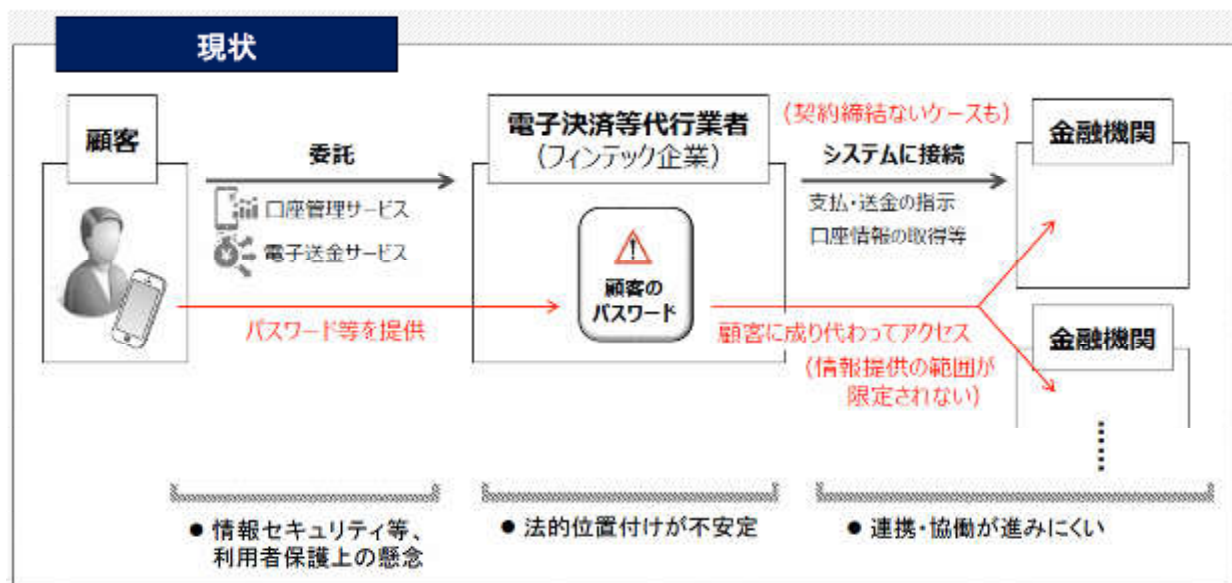
<sup>1</sup> ただし、後述する附則10条及び11条については、公布の日から施行される。

機関との間で契約締結等の明確な法的関係を構築することなく、銀行システムにアクセスする「スクレイピング<sup>2</sup>」による方法で、サービスを提供する状態が解消されていない。

## 2 現行法上の課題等

現行の銀行法では、銀行の委託を受けて、預金・融資・為替に関する契約の締結の代理・媒介を行う者は、銀行代理業に係る規制の適用を受けることになり(銀行法2条 14 項、第7章の4)、また、銀行の委託を受けて、その他の行為を行う者は、銀行の外部委託先として銀行による委託先管理義務の対象とされている(同法 12 条の2 第2項・銀行法施行規則 13 条の6の8<sup>3</sup>)。これに対して、銀行等と顧客との間で、顧客から委託を受けて、決済・預金・融資に関して仲介を行う者については、そうした制度的枠組みは存在しない。

前述のオープンAPIを巡る状況下では、スクレイピングの利用により、銀行口座に関するパスワードといった重要な認証情報を電子決済等代行業者に取得・保有させることになるが、顧客情報の漏洩、認証情報を悪用した不正送金等、セキュリティ上の問題が生じないかということが懸念されている。特に、電子決済等代行業者を巡る法的な取扱いが不明確であることから、利用者保護上、十分な対応が取られているかが問題とされている。また、スクレイピングは、業者のコストが API による場合に比して増大する場合もあり、結果として社会全体のコストを増大させているとの指摘もある。さらに、電子決済等代行業者による決済指図の不正な伝達等による決済リスクや、電子決済等代行業者からのアクセスの増大に伴う銀行システムへの過剰な負担の可能性等、決済・銀行システムの安定性に影響を与えている。



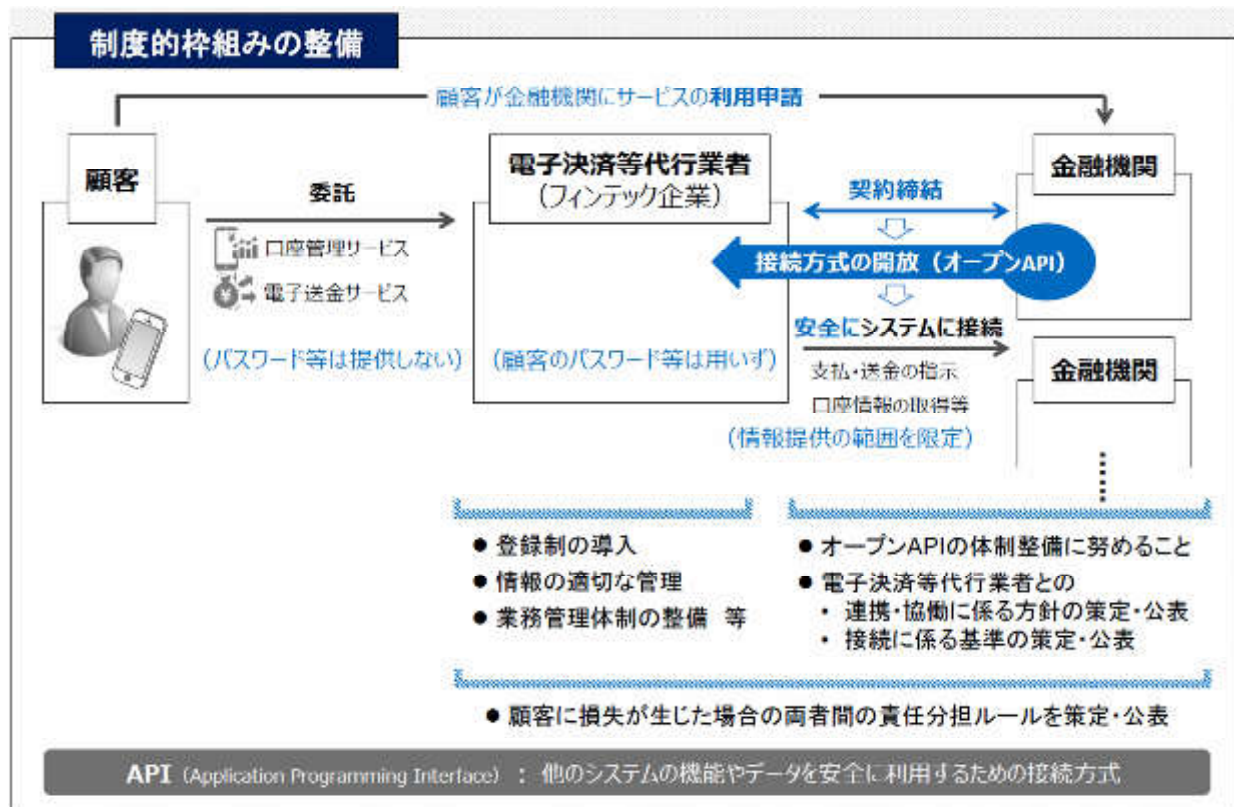
金融庁公表資料より抜粋。

上述の課題等を踏まえ、我が国において、利用者保護を図りながら、オープン・イノベーションを関係者において健全かつ適切に進めていくことができるようにするため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずることとされた<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> スクレイピング (scraping) とは、一般に、ウェブページの HTML データを解析し、データの抽出や加工を施す方法により、必要なデータを収集する手法をいう。

<sup>3</sup> 主要行等向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 4 - 2 等も参照。

<sup>4</sup> なお、今般の銀行法改正においては、電子決済等代行業者に関する法制の整備のほかに、外国銀行支店の事業年度に関する特則 (改正銀行法 47 条の4) 及び銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和 (同法 52 条の39) についても定められている。



金融庁公表資料より抜粋。

## 改正の概要

### 1. 電子決済等代行業の定義

「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいうと定義されている(改正銀行法2条17項)。

銀行に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあっては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該銀行に対して伝達すること

銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

APIには、顧客からの委託を受けて、当該顧客の銀行に対する送金指示を伝達するAPI(更新系API)と、銀行から当該顧客の口座情報等を取得してこれを顧客に提供するためのもの(参照系API)とがある。上記は更新系API、上記は参照系APIを想定したものと考えられる<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 電子決済等代行業は、「銀行のため」ではなく「顧客のため」に業を行うものであるため、銀行代理業(銀行法2条14項)には当たらない(主要行等向けの総合的な監督指針 - 3 - 2 - 1 - 1(3)等参照)。ただ

ただし、「第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。」とされている。詳細は内閣府令で定められることになるが、家賃や公共料金等の口座振替を代行する業者など、口座振替契約に基づき定期的に特定の口座のみに振替を行っている業者については、情報セキュリティ上のリスクが相対的に少ないと見込まれること等から、適切な要件を定めた上で、登録制の対象としない方向で整理することが想定されている。

## 2. 登録制の導入

電子決済等代行業は、登録を受けた者でなければ営むことができないこととされた(改正銀行法 52 条の 61 の 2)。ただし、この法律の施行の際現に電子決済等代行業等を行っている者は、施行日から起算して6ヶ月間は、登録を受けなくても当該電子決済等代行業等を行うことができる(附則 2 条 1 項)。

電子決済等代行業に係る登録については、以下のとおり、その手続や登録拒否要件等が定められている。

### (1) 登録申請手続(改正銀行法 52 条の 61 の 3)

#### ア 登録申請書の記載事項

商号、名称又は氏名

法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。)の氏名

電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

その他内閣府令で定める事項

#### イ 登録申請書の添付書類

登録拒否要件[第 52 条の 61 の 5 第 1 項各号(第 1 号口を除く。)]のいずれにも該当しないことを誓約する書面

法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

その他内閣府令で定める書類

### (2) 登録拒否要件(改正銀行法 52 条の 61 の 5)

#### ア 登録申請者に関する拒否要件

登録拒否要件	
(ア) 法人・個人共通	電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われてい

し、電子決済等代行業者においては「顧客のため」に業を行うと同時に「銀行のため」にも業を行う場合もあり得るとの指摘もあるため、銀行代理業に係る規制が適用されるか否か検討が必要になることもあると考えられる。特に銀行から何らかの対価を得るような場合には注意が必要である(平成 18 年 5 月 17 日付けパブリックコメントに対する金融庁の考え方 4 頁参照)。

	<p>ない者</p> <p>電子決済等代行業者等の登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者</p> <p>農業協同組合法に基づく特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令等を受け、その命令の日から5年を経過しない者</p> <p>銀行法等の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
(イ) 法人の場合	<p>外国法人であって日本における代表者を定めていない者</p> <p>役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>i. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者</p> <p>ii. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p> <p>iii. 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>iv. 法人が(ア) の処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しない者</p> <p>v. 法人が(ア) の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その命令の日から五年を経過しない者</p> <p>vi. (ア) ~ までのいずれかに該当する者</p>
(ウ) 個人の場合	<p>外国に住所を有する個人であって日本における代理人を定めていない者</p> <p>(イ) から .までのいずれかに該当する者</p>

#### イ 登録手続に関する拒否要件

登録申請書又はその添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

#### (3) その他

その他、登録の実施(改正銀行法 52 条の 61 の 4)、変更の届出(同法 52 条の 61 の 6)、廃業等の届出(同法 52 条の 61 の 7)に関する規定が整備された。

### 3. 業務に関する規定の整備

#### (1) 電子決済等代行業者に求められる対応

電子決済等代行業者の業務に関して、以下の規定が整備された。

## ア 利用者に対する説明等

電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行うときは、あらかじめ利用者に対して、次に掲げる事項を明らかにしなければならない(改正銀行法 52 条の 61 の 8 第 1 項)<sup>6</sup>。

電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

電子決済等代行業者の権限に関する事項

電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

その他内閣府令で定める事項

また、電子決済等代行業者には、次に掲げる事項に係る体制整備も求められている(同条第 2 項)<sup>7</sup>。

電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供

電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理

電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行

その他の健全かつ適切な運営

## イ 誠実義務

電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない(改正銀行法 52 条の 61 の 9)。

## ウ 銀行との契約締結義務等

電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行う前に、銀行との間で電子決済等代行業に係る契約として、以下に掲げる事項を定めた契約を締結し、これに従って当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない(改正銀行法 52 条の 61 の 10 第 1 項及び第 2 項)。

電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項

その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

ただし、施行日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日までは、この法律の施行の際、現に銀行等の口座情報を取得しこれを預金者等に提供すること(参照系 API)のみを行っている電子決済等代行業者等は、銀行等との間の契約締結義務が猶予される(附則 2 条 4 項)。

<sup>6</sup> 適用除外される場合及び明らかにする方法については内閣府令で定めることとされている。

<sup>7</sup> 詳細は内閣府令で定めることとされている。

なお、銀行及び電子決済等代行業者は、上記契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない(改正銀行法 52 条の 61 の 10 第 3 項)<sup>8</sup>。

## (2) 銀行に求められる対応

銀行にも、電子決済等代行業に係る契約の締結に関して、以下のような対応が求められている(改正銀行法 52 条の 61 の 11)。

### ア 電子決済等代行業者に求める事項の基準の作成及び公表

銀行は、電子決済等代行業に係る契約を締結するに当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

電子決済等代行業者に求める上記事項には、契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれていなければならない。

### イ 差別的取扱いの禁止

銀行は、電子決済等代行業に係る契約を締結するに当たって、上記基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

### ウ オープン API の導入に関する対応

猶予期間経過後であっても、銀行との間で締結された電子決済等代行業に係る契約に基づくものであれば、その接続方法がオープン API によるものである必要はなく、電子決済等代行業者がスクレイピングによるサービスを提供することも可能であり、銀行は情報管理体制の整備等が十分である電子決済等代行業者に対してこれを認めることができる。

ただし、オープン API の導入を促進するため、附則において、銀行には以下のような対応が求められている。

#### ➤ 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の決定及び公表

まず、銀行は公布の日から起算して9ヶ月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならないとされ(附則 10 条)、オープン API の導入に関する方針を定めることが想定されている。具体的には、現在パブリックコメントに付されている

<sup>8</sup> 電子決済等代行業者による届出事項として、電子決済等代行業を開始したとき及び銀行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結したときが掲げられている(改正銀行法 53 条第 5 項)。なお、その他の届出事項や届出方法は内閣府令で定めるところとされている。



「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」案<sup>9</sup>によれば、以下の事項を定めなければならないとされている。

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

電子決済等代行業者が、その営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる体制<sup>10</sup>のうち、改正銀行法2条17項1号に掲げる行為(更新系API)を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

前号に規定する体制のうち、改正銀行法2条17項2号に掲げる行為(参照系API)を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

第二号又は前号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

当該銀行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

➤ オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務

また、電子決済等代行業者との間で電子決済等代行業に係る契約を締結しようとする銀行は、施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない(附則11条)<sup>11</sup>。

以上の対応(附則10条及び11条)については、改正法の公布の日から施行することとされているため(附則1条)、既に施行されているものであり、銀行には速やかな対応が求められる。

## 4. 監督規定の整備

電子決済等代行業者に対する監督規定として、以下の規定が整備された。

条文番号	監督規定の内容
52条の61の12	帳簿書類の作成・保存義務

<sup>9</sup> パブリックコメント終了後、速やかに公布及び施行する予定とされている。

<sup>10</sup> 「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう(附則11条2項)。すなわち、「利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる体制」とは、顧客から預かったパスワード等を使って銀行システムにアクセスするスクレイピングによることなく、オープンAPIを利用した電子決済等代行業を営むことができる体制を想定したものと考えられる。

<sup>11</sup> オープンAPIにおけるセキュリティの考え方等については、一般社団法人全国銀行協会において設置された「オープンAPIのあり方に関する検討会」においても検討されている。また、金融情報システムセンター(FISC)に設置された「金融機関におけるFinTechに関する有識者検討会」においても、FinTech業務全般における情報セキュリティの安全対策のあり方に関して検討されている。

52 条の 61 の 13	事業年度ごとの電子決済等代行業に関する報告書の作成・提出義務
52 条の 61 の 14	業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出命令 取引先及び委託先等に対しても同様(2項及び3項)。
52 条の 61 の 15	立入検査 取引先及び委託先等に対しても同様(2項及び5項)。
52 条の 61 の 16	業務改善命令
52 条の 61 の 17	登録の取消し・業務停止命令
52 条の 61 の 18	登録の抹消

## 5. 認定電子決済等代行業者協会に関する規定の整備

電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であって、一定の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定電子決済等代行業者協会に関する規定が整備された。

### (1) 認定の要件(改正銀行法 52 条の 61 の 19)

電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

電子決済等代行業者を社員(以下「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

### (2) 認定業務(改正銀行法 52 条の 61 の 20)

会員が電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

会員の営む電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

会員の営む電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

電子決済等代行業の利用者に対する広報

前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

### (3) その他

その他、認定電子決済等代行業者協会に関する規定として、会員名簿の縦覧等に関する規定(改正銀行法 52 条の 61 の 21)、利用者の保護に資する情報の提供に関する規定(同法 52 条の 61 の 22)、利用者からの苦情対応に関する規定(同法 52 条の 61 の 23)、認定電子決済等代行業者協会への報告等に関する規定(同法 52 条の 61 の 24)、秘密保持義務に関する規定(同法 52 条の 61 の 25)、定款の必要的記載事項に関する規定(同法 52 条の 61 の 26)、立入検査等や業務停止命令等の監督規定(同法 52 条の 61 の 27～28)、認定電子決済等代行業者協会への情報提供に関する規定(同法 52 条の 61 の 29)が整備された。

## 6. 罰則

電子決済等代行業者に関し、所要の罰則規定が整備された(改正銀行法第 61 条、第 62 条、第 63 条、第 63 条の 2 の 4、第 63 条の 2 の 5、第 63 条の 3、第 64 条、第 65 条、第 66 条の 2、第 67 条)。

## 7. 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

### (1) 電子決済等代行業に係る制度整備

銀行法の電子決済等代行業の制度整備に係る改正に準じて、所要の規定が整備された。

### (2) その他

その他、以下の規定が整備された。

信用金庫電子決済等代行業者等は、信用金庫連合会等の会員である信用金庫等が同意をしている場合には、当該信用金庫連合会等との間で契約を締結し、信用金庫電子決済等代行業等を行うことができる(信用金庫法 85 条の 7 等)。

信用金庫連合会等が行う業務の付随業務として、会員である信用金庫等の電子決済等代行業に係る契約の締結及び基準の作成業務を加える(信用金庫法 54 条等)。

銀行法において電子決済等代行業の登録を受けた者が信用金庫等と接続して電子決済等代行業を行おうとするときは、登録を受けることなく、届出書の提出のみで足りる(信用金庫法 85 条の 11 等)。

以上